

補助対象の条件

対象となる地域

下水道法第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域以外の地域で、市長が別に定める浄化槽処理促進区域

補助対象となる設置条件

- 1 自ら居住する住宅(店舗等併用住宅、共同住宅及び長屋住宅を含む。)に設置するものであること。ただし、当該住宅が店舗等併用住宅である場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あること。
- 2 処理対象人員が10人槽以下であること。
- 3 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/L(日間平均値)以下の性能を有するもので、かつ、浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合するものであること。
- 4 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽については、同指針に適合するものであること。
- 5 くみ取り便所又は単独処理浄化槽が設置されている既存住宅の現居住者による改造又は建て替えに伴い設置されるものであること。

補助対象者

- 1 浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出をした者又は建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の交付を受けた者
- 2 適正に維持管理を行う者
- 3 合併処理浄化槽を継続的に使用する者

補助金額

補助金額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、下表に掲げる人槽区分につき、それぞれ下に掲げる額を限度とする。

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

補助金交付申請

合併処理浄化槽の設置後1ヶ月以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに河内長野市合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請書と下に掲げる書類を提出しなければならない。

- 1 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- 2 設置場所の位置図
- 3 工事請負契約書及び工事見積書の写し
- 4 契約不適合責任にかかる誓約書（ただし、工事請負契約書中に契約不適合責任について明記されている場合は提出不要）
- 5 設置費用支払額領収書の写し又はこれに類する書類
- 6 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し
- 7 浄化槽法定検査依頼書の写し
- 8 浄化槽設置工事の写真
- 9 浄化槽を設置した住宅に設置前から居住していることを示す居住者全員分の住民票の写し又はこれに類する書類
- 10 国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証及び登録浄化槽管理票(C票)
- 11 補助対象者が住宅又は土地を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- 12 補助対象者と設置する土地の所有者が異なる場合は、土地所有者同意書
- 13 その他市長が必要と認める書類